

湊川駅における洪水時の 避難確保・浸水防止計画

2022年1月

神戸電鉄株式会社

1 計画の目的

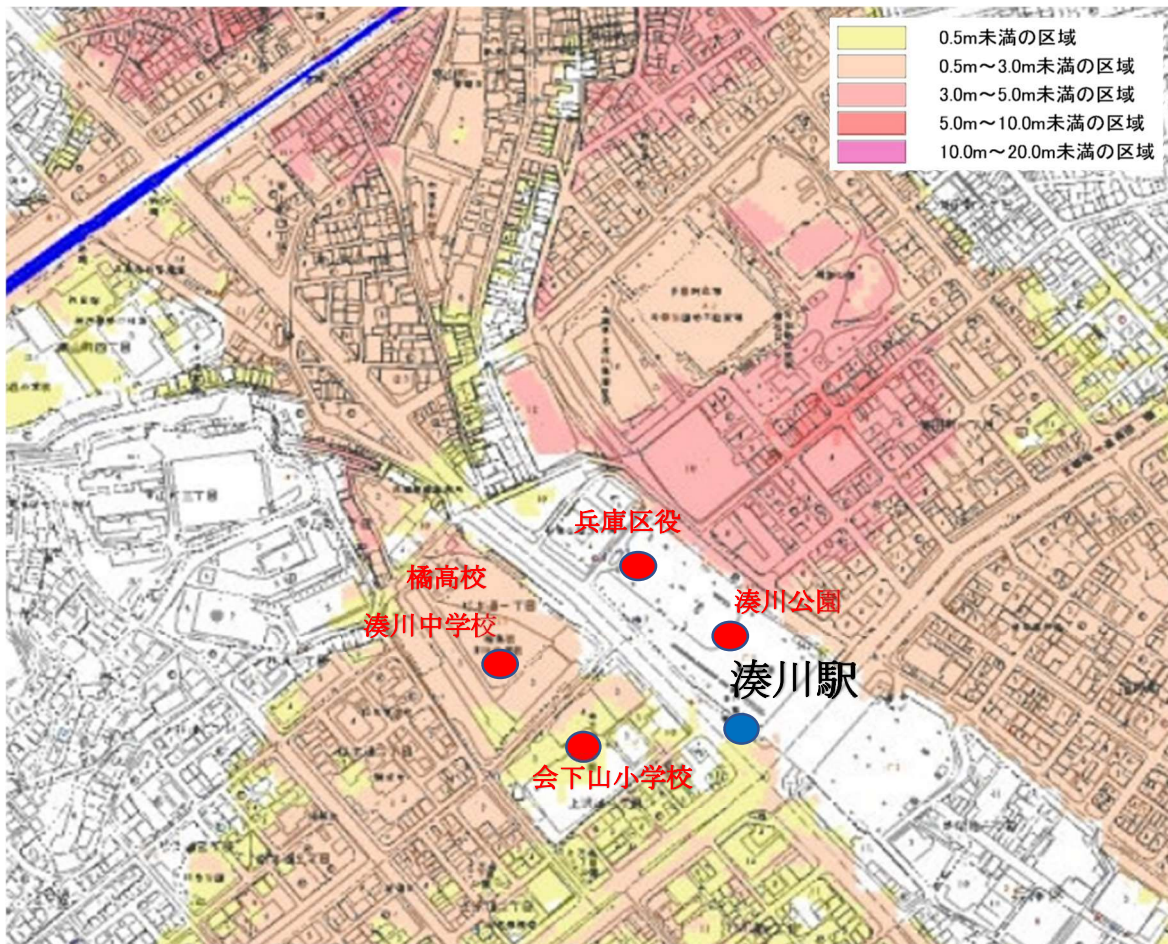
この計画は、水防法第15条の2第1項に基づき、洪水時における湊川駅利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するとともに浸水の防止を図ることを目的とする。

2 計画の対象区域

この計画が対象とする区域は、洪水時に浸水想定区域内となる次の地下駅構内とする。

神戸電鉄有馬線 湊川駅

神戸市兵庫区荒田町1-20-3



3 計画の適用範囲

この計画は、神戸電鉄湊川駅の利用者および勤務者に適用する。

4 防災体制

	体制確立の判断時期	活動内容
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報の発表 ・新湊川の氾濫注意情報の発表	浸水に対する体制の準備 ・情報収集、伝達体制の確保 ・水防資機材等の点検・配備 ・地上開口部等の巡回など
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備、高齢者等避難開始の発令 ・洪水警報の発表 ・新湊川の氾濫警戒情報の発表	浸水に即応する体制の確保 ・利用者、従業員への情報の周知 ・旅客の避難準備と開始 ・土嚢の設置準備など
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・新湊川の氾濫危険情報の発表	浸水への対応活動の実施 ・発令内容、避難実施の周知 ・旅客の避難誘導および避難完了の確認 ・浸水対策（土嚢の設置） ・係員等の避難など

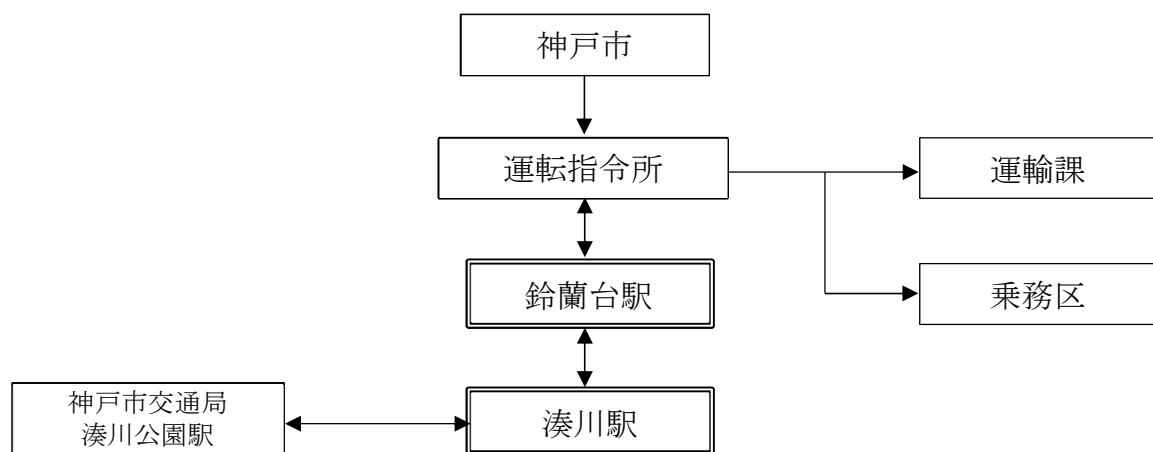
5 情報収集および伝達

(1) 情報収集

台風や局地的豪雨により、新湊川が氾濫する恐れがある場合、情報伝達経路からの情報に加えて、テレビ・ラジオ・インターネットからも情報の収集を行う。

また、駅周辺の状況は巡回により把握し、安全の確認を行うものとするが、地上部では広報車により避難情報等が伝達されることがあるので、特に注意して巡回する。

(2) 情報伝達



神戸市交通局の湊川公園駅とは、互いに情報の共有を図るものとする。

6 避難誘導

(1) 避難開始時期

避難指示が発令された場合、情報伝達経路による指示に基づき、迅速に地上出口まで旅客の避難誘導を開始する。

(2) 避難誘導の方法

係員は、旅客へ構内放送等により落ち着いて避難するよう呼びかけるとともに、駅構内および地上部の状況や浸水の経路を考慮し、湊川駅避難経路図に基づき、速やかに最も安全と思われる出口に誘導する。

(3) 留意事項

- ① 避難誘導時には、エレベーターは使用しない。
- ② 身体の不自由な方、妊婦、お年寄りや子供に留意し、周りの方の協力を得て避難誘導する。
- ③ 駅構内からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無を確認する。
- ④ 停電に備え、避難誘導を行う係員は懐中電灯を携帯する。

(参考) 神戸市指定緊急避難場所…会下山小学校、湊川中学校・橘高校

(4) 任務の分担

担当名	分 担 内 容
指揮・通報	・ 現場指揮（係員の招集及び指示） ・ 情報収集（気象情報、河川情報、防災情報、避難情報等） ・ 連絡通報（関係先） ・ 案内放送
避難誘導・救護	・ 状況確認（駅構内、地上部） ・ 旅客の救護（身体の不自由な方、高齢者等）および避難誘導 ・ 構内巡視（残留旅客の確認） ・ 営業停止処置（券売機、精算機、改札機、E V の各機器停止、周知掲示物の掲出） ・ 防災設備設置（土嚢）

7 浸水防止に関する活動

係員は必要に応じて、指示された場所に土嚢を設置し浸水防止を行う。なお、設置する余裕のない場合は、係員等の安全を考慮し、その旨を運転指令所および関係各所へ連絡のうえ地下駅構内から退避する。

8 避難確保および浸水防止を図るための施設の整備

避難確保および浸水防止に必要な資機材を整備するとともに、日頃から維持管理に努めなければならない。

使用する資機材
情報収集および伝達機器（ラジオ、PC、携帯電話等）、懐中電灯、電池、携帯用拡声器、土嚢

9 防災教育・訓練

防災意識の高揚を図るとともに、地下駅構内における利用者の安全確保に重点をおいた教育訓練を次のとおり実施する。

① 実施時期および対象者

年1回、6月を目途に湊川駅勤務者を対象に実施する。

※新たに配属される係員については、その都度、必要な教育を実施する。

② 訓練内容

浸水防止訓練・・・水防訓練により確認する。

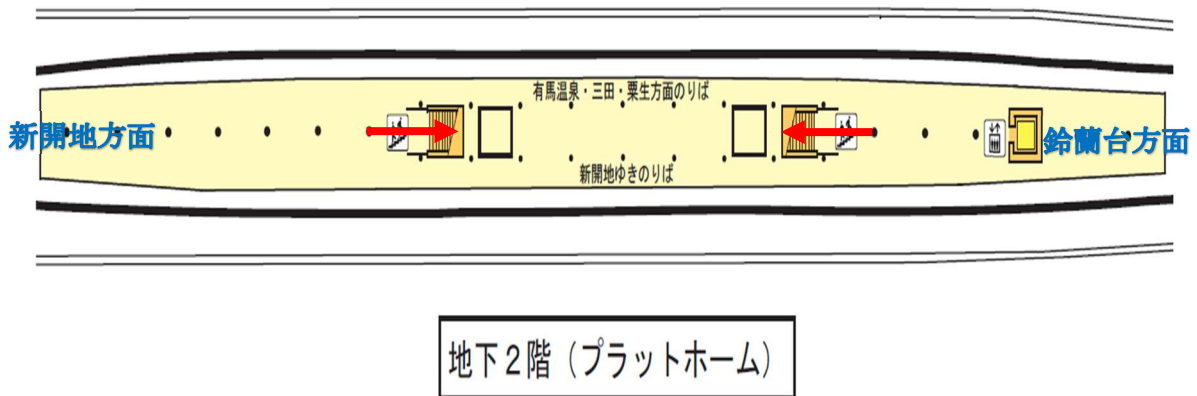
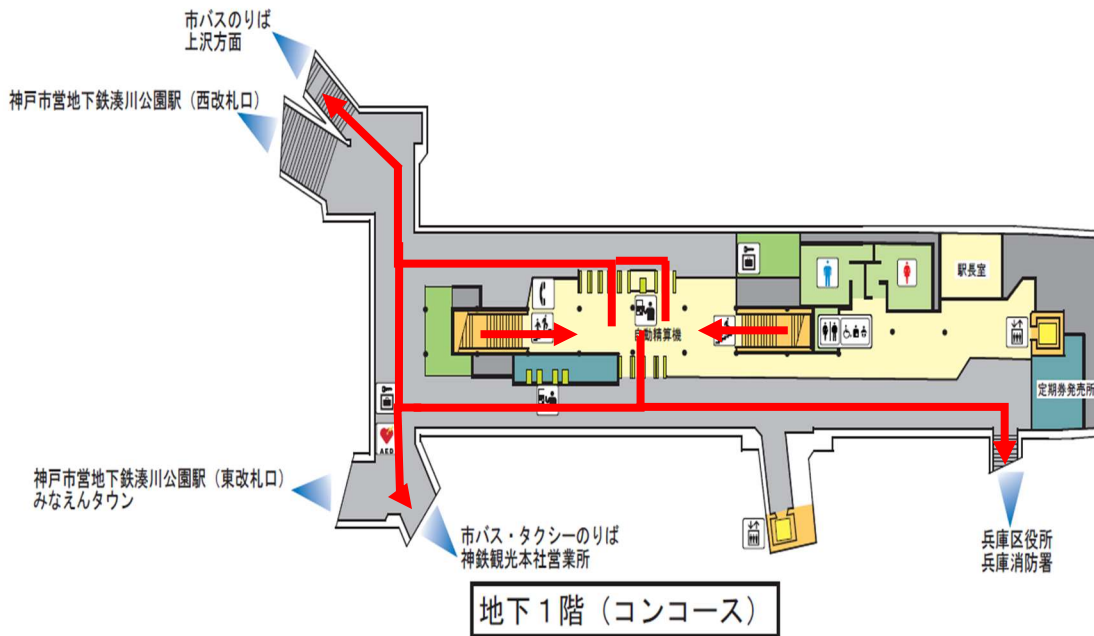
情報伝達訓練・・・情報伝達経路の確認と伝達内容を確認する。

避難誘導訓練・・・消防訓練に準じる。

10 自衛水防組織の業務に関する事項

別添「自衛水防組織活動要領」に基づき、自衛水防組織を設置する。

湊川駅避難経路図



(別添)

自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時において避難確保・浸水防止計画に基づき円滑かつ迅速な避難を確保及び浸水の防止を行うため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時における避難行動等について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

(3) 統括管理者が不在の場合は代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な権限を付与する。

3 自衛水防組織に指揮・通報担当、避難誘導・救護担当を置き、任務内容は別表のとおりとする。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制を考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び任務の周知徹底を図るものとする。

2 勤務者のみで十分な体制を確保することが難しい場合は、非常召集による組織編成に努めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 統括管理者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織は、避難確保・浸水防止計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

(別表) 「自衛水防組織の編成と任務」

統括管理者（鈴蘭台駅駅長）

または代行者（鈴蘭台駅副駅長）

指揮・通報担当（助役）

- ・ 現場指揮
- ・ 情報収集
- ・ 連絡通報
- ・ 案内放送 など

避難誘導・救護担当（助役または営業係員等）

- ・ 構内巡視による状況確認
- ・ 旅客の救護および避難誘導
- ・ 営業停止処置
- ・ 土嚢の設置 など

※鉄道事業本部職員ならびに本社部門に勤務する職員にも応援を要請し、協力して対応するものとする。